

1号様式記入要領

※本記入要領の番号は、申請書（1号様式・別紙表）の項目番号と対応しています。

提出部数	正本・副本それぞれ1部ずつ、計2部をご提出ください。 副本は申請者控えとして許可後に返却いたします。
宛名	渋谷区長 宛
申請者	申請者となれるのは、広告主・テナント・土地建物所有者の いずれかです。 法人の場合は、所在地・名称・役職名・代表者名を 記載してください。
1 表示 又は設置 の場所	表示又は設置の場所の住所を記載 複数場所掲出の場合は「〇〇他」 放送宣伝車は「渋谷区内 他」
2 表示内容	広告物として実際に表示される内容（例：広告物に「SHIBUYA」 と表示→「シブヤ」ではなく「SHIBUYA」と記載） ※表示が長い・複数ある場合は「〇〇 他」で可 ※デジタルサイネージは「LED 電光掲示板」と記載
4 広告物の 規模	寸法・面積は四捨五入せず記載し、小数第2位まで記入。 袖看板や両面表示するものは面数に「2」と記載 広告物が複数ある場合は付番して1行ずつ記載。 枠に収まらない場合は別紙作成(広告物一覧表)
5 表示期間	広告物を表示する期間を記載 ※イベント等の場合、本番日だけでなく表示期間を記載
6 屋外広告 物管理者	屋外広告物管理者の設置要否および必要資格は 東京都『屋外広告物のしおり』「12 屋外広告物管理者の設置」 参照 ※該当する場合は資格証明書の写しを添付 ※「屋外広告物講習会修了者」は認めていません。

別紙(表)記入要領

※番号は別紙(表)の項目番号と対応しています。

- | | |
|---|--|
| 1 広告物の種類 | 該当するものに○をしてください。 |
| 2. 用途地域等 | 該当するものに○をしてください。
複数の用途地域が敷地内に混在している場合は、
該当する用途地域をすべて○で囲んでください。
複数の地域・地区等に指定されている場合は、
厳しい方の規制が適用されます。 |
| 3. 禁止区域に
該当する場合 | 禁止区域に該当する場合は、東京都屋外広告物条例
第6条の該当号を記載してください。 |
| 4 第一種低層住
居専用地域又は
第二種低層住居
専用地域の境界
線からの距離 | 第一種・第二種低層住居専用地域については、
その境界線から50m以内に設置する広告物等は、
光源の点滅は禁止されています。 |
| 5 道路、鉄道
及び軌道の沿道
等 | 道路、鉄道等の路線用地はすべて禁止区域であるが、
これらに接続する地域で屋外広告物を規制する区域は
知事の告示により定められています。
→詳細については、東京都『屋外広告物のしおり』
「4 特殊な規制」(2)道路に関する規制を参照くださ
い。 |
| 6 表示または
設置の限度 | 屋上広告物の場合は記載してください。
※規格の詳細については、東京都『屋外広告物のしお
り』「8 許可の基準の概要」(2)① 広告塔・広告板を参
照ください。 |
| 7 一壁面におけ
る総表示面積の
限度 | 7日を超えて表示する場合は記載してください。
複数の壁面に表示する場合は「別紙記載」とし、壁面ご
との壁面面積・計算式は立面図に記載してください。

※壁面面積等の基準は東京都『屋外広告物のしおり』
「8 許可の基準の概要」(2)② 建築物の壁面を利用す
るものを参照ください。 |
| 8 一建築物にお
ける総表示面積
の限度 | 近隣商業地域・商業地域内で、高さが10mを超える建築
物に7日を超えて表示する場合は記載してください。
壁面毎の面積計算は立面図に記載してください。

※総表示面積等の基準は、東京都『屋外広告物のしお
り』「8 許可の基準の概要」(3) 広告物の総表示面積の規
制を参照してください。 |

- 9 工作物の確認 | 記入が必要な広告物に該当するか確認のうえ、該当する場合は許可番号をご記入ください。
工作物確認済証を添付してください。
(工作物検査済証でも可。)
※民間機関による申請も可能です。
※東京都『屋外広告物のしおり』「5 屋外広告物の出せるところ (許可区域)」(3)①を参照ください。
- 10 道路占用の許可 | 道路上に突出している場合は、必ず必要になります。
占有許可番号を記載してください。
※規格の詳細については、東京都『屋外広告物のしおり』「8 許可の基準の概要」(2)を参照ください。
- 11 前回許可 | 継続申請の場合は前回許可番号をご記入ください。
- 12 設計者 | 添付書類は特に必要ございません。
- 13 施工者 | 施工を行った業者の「東京都屋外広告業登録通知書」の写しを添付してください。
※東京都への「屋外広告業登録」が必要です。